## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国の対米放資回収に関する規程一斑
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.386(114)- 391(119)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 關する規程 英國の對米放資回收に

於ては 來全部 質に依て、 するに幾何の資するものあるや 對米債務の決濟を容易にし、 所なり。 法律案を提出し、 を決濟する目的 到 底一箇の疑問たるを発かれ 實行 111 對米放資囘收に關する規程の一 之を檢するの外なしとしてい し此種 せられつうあることは、 を以て の施設が幾何 就て、 決確定して本年 收して、 又兌換制度を擁護 十二月 0 0 ずっ 効果を奏し 世人の知 此疑は事 17 斑を掲 本文に 、至つて 日會 てる以

するか 質とし、 ると共に、 を所有者に支拂ひ、所有者が紐育に 限二箇年を限り、 協議して、 と認むるを得ざる證券に就ては、 掲記の相場を以て、 對して利子五分、 交付するを以て要旨とし、 利を留保し 47 んど欲する時機に が證券より得る利率に五 弗貨證券を時價(證券の購入せらるゝ當 、(二) 弗貨證券所有者の希望に依り、 相場に據つて、 相場表に掲記せられざる證券若しくは 政府亦必要と認むる時機に賣却する 價格を決定す)を以て買入れ の企闘する所を概括すれ 政府の賣却し 之を借入れ、 期限五箇年の國庫債券を交付 眞質の市 賣却するの權 保險會社 に於ける市價を換 たる場合には、當 厘を加へたるもの 僧を代表するもの 借入期限内は所の希望に依り、期 3 値を以 證券提供者と のを所 於て之を賣 並に 利を與ふ 之化 て H

たる外、 一の處置に出づることを要望し に之を示 一般公衆にも左の如き告示を爲して 却又は預託を物誘 たり

して、其處分を託するを得べく又は賣却を欲せざるときには、 を収扱ふに或る時期を要するを以て、 なりとす。 する能はず。 保険會社並に信託會社に示したるものと同 非貨證券の 九百十六年一月 十六年 月一 所有者は 日以 に信託會社の提供 H 國庫に之を賣却する 以降米國(加奈陀を含 國庫に之を預託 は總て襲 國庫は千 たる證券 を受

る の必要を認む。 盤の進行 に資する為め、 F 0 説明を加

完全なる目跡は之を擧ぐる能はすと雖も、 17 府が右の目 き標準に據るものとす。 的を以て受理する

の英貨證券は之を受理せず。 英國の對米放資同收に開する規程 却

提供 又英貨を以て表示せられ 貨を以て、 收するを得べし。 者の任意に據り の任意に據り、 めにすると、 せらるゝ有僧證 一の表示せられたるものに限り、僧證券は合衆國又は加奈陀の通 弗貨證券に引換へられ、 弗貨叉は の爲めにするとを問 たる場合には、 一碗貨を以 τ はず、 叉所有 所有者 金を領 の通

とす。 ざりし株式は政府に依て、降毎年三分以上の配常金の ざりし證券並に千九百十三年一月一 利于又は配常 金が 金の規則正 受理せられざる く支排 JE しく支 日以 もはのれ

破裂以來敵國の所有に歸せざりし >有價證券には銀行、 回却又は預託の 者に依て、 月三十 の添付せらるゝを要す 該證券は英國に於て、 仲買業者又は責任ある常目的を以て、提供せらる を以て、 事質を證明す 千九百 十四四

六

- 偷敦株式取 7 の公定相場に 上る證券
- 米國政府の公
- 米國州並に 地 方政府の公債
- 図に 於て營業する 鐵道並 12 公益會社 0
- 市の公債
- **奈陀鐵道證** 祭
- せざる證券は銀行又は仲買業者の ŀ ば國 变 ラ 理 ス 業上 ٠IJ٠ ŀ に提供するを得ざるものとす ß の如き大會 の會社 n \$ の債券並 (は)に列撃し 社に関するものに非ざれ 40 株祭は たる諸 推薦 頭に該當 あるに 合衆國鋼 非
- 以て省略す。 (提供する證券の 目録書式に關 す る 規定
- 金額二萬五千弗以下 の目録は株式取引所

社に限つて、 限 對する手 豊の下に行はるゝ取引に就ては、 つて、 人 21 手敷料を課 料は國 を提供す に提供 するを得す。 に於て之を負 するを得 可 保險並 ~ L 収 1-引 す 取引 可く 所 員 所會

- 誘を中止する.... 以上を受理する能はざるが故に、 に見いま 誘を中止することある可 随時以上の初行價證券の定数 隨
- を必要と、 と雖も を質質的に £ 收入を英國政府の證 政府に有價證券を提供することを制 米國有價證券の所 何は各自公開 援助するの有用なることを記憶する %に投下し 市場に證券を賣却し、 有者は本計 て、 以て本計畫 誘 せらる 0) VC. 北 7

する 米國に對する職 英國政府 有せらると から 狐 時輸入品の代 3 背證を案 **造を案出し** 買 濧 金支排に之を利 21 て監 たるは英國に於 3 督 re 加 ^ 託用 , 1

機に於て、 るに 動揺を生じたりとすれ 6 發生するか きや否や に對して、 却せざるに Ó 買 n 利 Ŀ 二年 を政 入る 權 干 12 に預託 れ利 7 め ξ. 3 間を期限として、 8 如 する投機 政府が 有者の 二分五厘の 何なる代價を以ても。之を賣 政府自ら之を留保せ ૪ 11 「賦與する 之を證 獨逸系米國 有價證 育市 政 利益 府 の認め ષ્ટ 割 を製ひ 一等を所 如き、 人又は英國資本家を 増金を收むるとする 有者の方面よ を達する 資本家は自 ----致する規定と認む 自己所有の て適當 40 有する 假令ひ 依て、 たるが んとするも 爲め b だする時 ら證券を ) 賣却代 有價證 如き恐 證券を 0) 5 III 却す 考ふ 場に 0 6 入

> かを 行 る 金とする能 n はざる 金を以て 果を生ず T 悟な

却する **券を**所 位に いに、反し、 は人 かる 53 ざる かれざるものなり 有者は五 せらる 又價格 大なる 有 王的手段を以てして、 1 乃至七分 しと跳 に於 價證券を政府に賣却することを要せらる 有する保險會社 本來價格 株务所 7 70 .0) 確質なる故 遠を生せざるを得ず。 8 ならず、 則するも 有者の賣却することを要求せ 廻に當る利 17 投機 は 5 を以て 其 船 内 者と株分所有者と 為めに躊躇を以て、政府に 週間內 容易に價 の市場の左右せられ 育 的變動を生ずるを免 に價格の三分の 中央鐵道會社の償 益を收め に至つて することを要 格の動格 債勞所 點内外の は然らず する所な に之を賣 んとする 有者 の地 步

第三

の株式 却せ 府に 要失する を歓迎 かず 0) 之を歌 3. 11 3 金は 385 નુક 放資するも 迎 ず 格を する所 以て、 る 有價證 **券を所有すること多** の慰籍たる 以なり の多き信託會 51 一の外を買却 せられ 14 15 んか 祉が す する き保険 政府 權利 二分 に れ普通 こ 分五 質 を政 0 會計

叉は還付 张.  $\forall$ b 誰に 政府 17 を所有者に 0) 於て 0 6 17 をし 對し ざる 7, έ y) 7 て瞪 7 て二箇 保證せしめ 到底質行す可からず。 國 一路賣却の た不定の 々の修正説 0) 飲點 は 刺し 代 E 引換に還付する 是等證券に代つて、 h 價 負 とするものなれど て證券を資料 とし 擔 主 なる賠償を與ふ ゑ 張せら を加 7 3 • 第二案は へんさす る。 一定の 却せ 政 D •

> とする 所委なる す 會證法 のるを劣なな會組をり 3 り記織管 表信 τ 者託賣第 を會却三 委社の象 員保時は に險機政 加會方府 入社法に せ並を提して決供 め證定せ ん祭すら

る四月省で藏公就證と る四月省で藏公就證と 需千中證軍省價で券最で 電前の参事證の一に後 で会言對に 十政を為年府示す す 為要磅句券事證の一に 災も 大多於對をの額すし米なきけす支賣排可て貨 長し一銀に、なきけれた日行外短るにる る辨却込し、證 8 債も還ののの ず證多り高 + 6 場の出 合短さ に期し九為 盛放に十年 、と専付條し はにむ百めな資對九十大にら軍件た

價が英て國價貴を國し市庫長る 劣に る 8 す 12 3 自 にし B 格 然す可きに反しな概略すると 就たて 市 T .6 7 を維 心する政現在並 に代してで ふに して する 他日 少なが 、資本が 有 足 的す 利なる條件をはよるので 利なる條 る 17 3 關め ^ τ を以て、記除する 0

## 院論

村 田 岩 次

平等論と其

0

からず。 又上下南院は其の權能に於て對等ならざる可 の精神が しめんと欲するに在ると甚だ明白なり。 獨立せし 是れ二院制度根本 異議ある可 0 力同じ 之を政府並に衆議院 平等論に め 立は我が 以て憲 からざれば相 日院 の要求の然 法 運用 0 の権威 削することを得 の機能を全うせ からし 1 7 陥て U る

に則 収扱は 人と 維も J れざる三個 3 大體に b 0 13 からざるなりし云 の最 於て法理上 8 6 大なる場合 は兩院平 上兩院 合あ が等の るこ

三九 鍛 量從兩院論